

立教大学学術推進特別重点資金 (立教 S F R)
大学院学生研究
2023 年度研究成果報告書

研究科名	立教大学大学院 文学 研究科 史学 専攻		
研究代表者 (2024 年 3 月現在 のものを記入)	在籍課程・学年	氏名	
	<input type="checkbox"/> 博士前期課程 年 <input checked="" type="checkbox"/> 博士後期課程 1 年	田中 勇作	
指導教員	所属部局・職名	氏名	
	文学部教授	佐藤雄基	
自然・人文・社会の別	自然 ・ 人文 ・ 社会	個人・共同の別	個人 ・ 共同 名
研究課題	日本中世貴族家における所領の維持と「治天」権力—松殿家と信濃国小河荘—		
研究組織 (研究代表者 ・共同研究者) ※2024 年 3 月現在 のものを記入	在籍研究科・専攻・課程・学年	氏名	
	文学研究科史学専攻博士後期課程 1 年	田中勇作	
研究期間	2023 年度		
研究経費 (1 円単位)	(支出金額) 199,837 円 / (採択金額) 200,000 円		

研究の概要 (200~300 字で記入、図・グラフ等は使用しないこと。)

摂関家傍流の松殿家とその家領である信濃国小河荘から、鎌倉末期以降の公家社会での公家所領維持の具体的な姿を復元した。長野県立歴史館所蔵『小河荘関係文書』や古記録を用いて、松殿家は王家や摂関家との血縁による権力との接点から所領を与えられ、上位領有者の変遷によって帰属先が規定される事を明らかにした。だが維持においても上位領有者の政治的浮沈の影響を大きく受け、結果として後援であった権力がすべて衰退し、良嗣流は公卿家の維持に失敗した。さらに継嗣が入寺したことで小河荘も伝領が不可能になったのである。

キーワード (研究内容をよく表しているものを3項目以内で記入。)

{ 日本中世 } { 公家領 } { 所領安堵 }

研究成果の概要 (図・グラフ等は使用しないこと。)**1. 研究の課題と視角**

代表者は立教大学学術推進特別重点資金(立教SFR)大学院学生研究を用いた研究(以下本研究と呼称する)の目的を、鎌倉時代後期～南北朝時代(13世紀半ば～14世紀)における朝廷貴族の家が、家の基盤として継承する所領(家領)をどのように維持し、貴族社会において「家」を存続させているのかを明らかにすることに置き、調査を進めてきた。朝廷貴族は12世紀を通じて父子継承を主とする「家」を形成し、幾多の「家」が結集することで中世的な貴族社会を構築した。本研究が研究対象に選定した家領とはそうした「家」を維持していくためにもっとも基礎的な要素であり、翻って家領維持の解明は中世における貴族の「家」のより深い理解につながる。

本研究にてとりあつかったのは、撰関家傍流の松殿家とその家領である信濃国小河荘である。松殿家は「羽林家」という家格にあたる。これは貴族の最上位で摂政・関白に唯一就任できる撰関家、撰関家の庶流をルーツに持ち大臣に就任できる清華家、撰関家にルーツをもちながらも大臣就任が出来なかった家や清華家の庶流で大臣手前の大納言まで昇進する羽林家と、家格のうえでもかなり下がる「家」である。公家領の研究は撰関家や清華家がメインで扱われ、羽林家では金井静香氏(『中世公家領の研究』思文閣出版、1999年)による若干の検討があるばかりとなっている。それは羽林家と家領について、明確な歴史像を描ける史料が非常に少ないことに起因している。

本研究ではこうした状況を打開しうる史料群を軸に検討を加え、その成果を学会にて報告した。それが長野県立歴史館所蔵の『小河荘関係文書』である。節をかえて具体的な内容を述べたい。

2. 『小河荘関係文書』の検討

『小河荘関係文書』とは正和三年(一三一四)十二月五日付「松殿冬房譲状」、元応二年(一三二〇)九月八日付「花園上皇院宣」、貞治六年(一三六七)九月十二日付「萩原宮令旨」、明德元年(一三九〇)九月廿九日付「松殿忠隆譲状」を一巻にまとめた文書群である。これにもとは一連の文書であった東京大学史料編纂所所蔵『手鑑』収録の貞和四年(一三四八)三月十一日付「松殿忠冬譲状」をあわせた五通が松殿家と小河荘の関わりを示す史料となる。

そもそも松殿家とは、撰関家庶流の家で後白河院政期に撰関を務めた基房から始まる。基房とその嫡男であった師家は治承三年の政変と、続く法住寺合戦にて没落する。公卿家としての松殿家を維持したのは、師家の弟忠房の家系であった。忠房の子の代で松殿家は良嗣と兼嗣兄弟の二家に分裂するが、長男の良嗣を祖とする家が小河荘を領有することになる。良嗣流松殿家は良嗣-冬房-忠冬-忠隆-乙丸の五代にわたって存続するが、『小河荘関係文書』によって小河荘を領したことがわかるのは冬房～乙丸の四人である。

本研究では乙丸がどのような人物かを明らかにしている。明德元年(一三九〇)九月廿九日付「松殿忠隆譲状」に付された押紙には隆基との名が見え、乙丸が後に隆基と名乗っていたことがわかる。室町時代初頭に隆基と名乗る人物は醍醐寺文書九〇一号「権大僧都隆基請文等案」にみえる「権大僧都隆基」である。東山御文庫記録甲二百七十七収録『醍醐報恩院(号水本)法流并門跡相承系図』には同一人物を「釈迦院僧正隆寛」と称している。隆寛は松殿忠隆子息であることが間違いない人物であり、他の史料とも突き合わせ、隆基とは隆寛の初名であることが判明した。報恩院隆源を師とし、満濟とは同じ法流にいたこともあってその日記に多く見え、応永20年代初頭に改名したことがわかる。隆基が出家し法体となったことで良嗣流松殿家は公卿としての活動が途絶えた。小河荘の相伝もそれと同時に止まったのであった。またここから、『小河荘関係文書』が隆基とともに醍醐寺に流入した可能性が浮上する。しかし南北朝時代からの内乱によって統治は難航し、領有は諦められたのであろう。その結果、価値のなくなった『小河荘関係文書』は醍醐寺から流出し、現在に至るのではないだろうかと仮定した。この仮説の裏付けは今後の課題だが、具体的に実証するのはかなり困難である。

研究成果の概要 (つづき)**3. 良嗣流松殿家の政治的地位の確認**

『小河荘関係文書』の伝来を考察したうえで、良嗣流松殿家が貴族社会においてどのような地位を築いたのかを確認し、小河荘伝領を位置づける。そもそも良嗣は母の血縁によって持明院家と結びついていた。持明院家は承久の乱後の皇位を継承した後高倉皇統と密接に結びつき、北白河院や室町院生母を輩出した「家」である。これにより松殿家は後高倉皇統との深いつながりを得、近臣の一端に位置することとなった。また一方で摂関一条家に娘を嫁し嫡男の母となったことも重要である。良嗣流松殿家は早くも皇統と摂関にたいし良好な関係を構築することに成功していた。

良嗣の子で『小河荘関係文書』において初代となる冬房は、早くから持明院家の血を引く室町院の庇護のもと成長した。さらに摂関家の一条家経猶子となるなど前代からの関係を維持していた。新たな勢力との関わりとして花園天皇に近侍する姿がよく見えるが、これは室町院の所領を花園天皇が継承したことに拠る。『花園天皇宸記』元応元年閏七月二日条は院による知行改替権の好例として扱われてきたが『小河荘関係文書』と併せることで、改替された冬房の所領が小河荘であること・小河荘知行が良嗣にも遡るものであろうことを指摘した。また冬房から花園への奉仕も、小河荘が安堵された時期以降に集中して見られ、所領の還付によって転換したと考えられる。

冬房の子として小河荘を継承した忠冬も父以来となる一条家との関わりを家礼として定着させ、北朝にて公卿として実務を担っている。また良嗣の住宅を伝領し、この段階までは政治的にも良嗣流松殿家は安定して継承されたといえよう。

しかし良嗣流松殿家が政治的後見としていた花園皇統と一条家は南北朝動乱の中で没落してしまい、忠冬の子忠隆は公卿に上がれないまま生涯を終えた。忠隆はこれまで諸系図によって唯一の忠冬息子とされていたが、『花園天皇宸記』正中二年十二月十四日条には松殿冬通という人物が見える。冬通は他のどの史料でも確認出来ず、早世したのであろう。しかし忠隆誕生は忠冬晩年であり、うまく継承がなされないまま忠冬が死去した可能性を指摘した。

良嗣流衰退の最大の原因は庇護者の消滅にあった。萩原宮は皇位継承権を失い、その遺領は後の伏見宮家に吸収された。一条家も一度断絶し、競合関係にあった二条家から養子を迎えることで、摂関家として継続出来たのであった。そのどちらとも良嗣流は関係が浅い。また南北朝期の信濃は軍事的混乱が相次ぎ、多くの荘園が支配権を喪失していた。こうした政治的状況に大きく左右されうるのが、中規模の公家が有する所領の実態であった。

つまり良嗣流松殿家のような羽林家にとって、家領とは血縁などによる権力との接点から与えられ、上位領有者の変遷によって自身の社会内での帰属先が規定されるものであった。また維持においても上位領有者の政治的浮沈の影響を大きく受け、ともすれば家領のみならず自らの「家」すらも断絶する可能性を孕んでいたのである。

研究発表 (研究によって得られた研究成果を発表した①～④について、該当するものを記入してください。該当するものが多い場合は主要なものを抜粋してください。なお、成果発表を確認できる資料を合わせて研究成果報告書提出フォームより提出してください(紙媒体等、研究成果報告書提出フォームから提出できない場合は、別途リサーチ・イニシアティブセンターへ提出してください)。

- ①雑誌論文(著者名、論文標題、雑誌名、巻号、発行年、ページ)
- ②図書(著者名、出版社、書名、発行年、総ページ数)
- ③シンポジウム・公開講演会等の開催(会名、開催日、開催場所)
- ④その他(学会発表、研究報告書の印刷等)

※修士論文・博士論文は含みません。

① 雑誌論文

該当無し

② 図書

該当無し

③ シンポジウム・公開講演会等の開催

該当無し

④ その他(学会発表)

田中勇作「鎌倉末～南北朝期の松殿家と信濃国小河荘」(古文書学会第55回学術大会研究報告、2023/9/24、対馬市厳原地区公民館大会議室)